

子どもの貧困解消に向けた包括的支援の検討

田中須珠

目次

はじめに

1. 日本の子どもの貧困について
 1. 1日本における子どもの貧困対策の概要
 1. 2日本における子どもの貧困対策の課題

2. 子どもの貧困の現状
 2. 1経済資本の貧困
 2. 2人的資本の貧困
 2. 3文化資本の貧困
 2. 4社会関係資本の貧困

3. 子どもの貧困に対する諸外国の取組
 3. 1アメリカの貧困対策—児童タックスクレジット—
 3. 2韓国の貧困対策—教育福祉優先支援事業—
 3. 3イギリスの貧困対策—シュアースタートプログラム—

4. 子どもの貧困解消に向けた政策
 4. 1経済支援
 4. 2教育支援
 4. 3文化的体験支援
 4. 4居場所支援

おわりに

参考文献

はじめに

このテーマを選んだ背景を説明する。私はもともと子どもの貧困問題に関心を抱いており、特に教育格差から生じる貧困の負の連鎖について研究したいと思っていた。研究を始めた当初は、「子どもの貧困解消のためには、適切な教育支援を行えばよい。そうすれば、子どもは大学まで進学し、高い給料をもらえる職について貧困の負の連鎖から抜け出せる」と考えていた。しかし、ゼミで研究を進めるうちに、その言説はすでに成り立たなくなってきたことがわかった。いくら均等な教育機会を用意したところで、お金がなければ大学には行けないし、教育についていけなければ自己責任とされるし、そもそも大学進学を理解する家庭環境でなければ、大学に行くという発想すら出ない。そこで、貧困解消のためには、教育支援だけではなく様々な面から包括的に支援する必要性があると感じた。したがって、本稿の目的は日本の子どもの貧困の対策を検討し、困窮世帯の現状を分析し、諸外国の取組を踏まえたうえで、子どもの貧困を解消する政策を具体的に提案することである。

章ごとの構成は以下の通りである。第1章では、日本における子どもの貧困対策の概要と課題を経済資本、人的資本、文化資本、社会関係資本の順に整理する。第2章では、日本における子どもの貧困の現状について資料を用いて調査し、各資本が欠ける影響を考察する。第3章では、諸外国の子どもの貧困対策を検討する。アメリカの児童タックスクレジット、韓国の教育福祉優先支援事業、イギリスのシュアースタートプログラムについて調べる。第4章では、1から3章を踏まえて日本の子どもの貧困解決に向けた支援策を具体的に提案する。

1. 日本の子どもの貧困について

この章では、日本の子どもの貧困対策の内容と課題を整理する。

子どもの貧困について研究するうえで、まずは本稿における「子ども」と「貧困」についての定義を説明する。

厚生労働省が実施する令和4年度の国民生活基礎調査において、子どもとは17歳以下の者と定義されている(2023:14)。本稿もそれにならい、17歳以下の者を子どもと定義する。ただし、17歳以上であっても親の扶養内にある者(大学生など)も、子どもと見なす。

また、貧困については、「子供の生活状況調査の分析に関する検討会」座長である小林盾のフレームワークを引用する。小林(2021)によると、人々は様々な資源を「資本」として獲得・蓄積し、仕事や家庭や収入といった「地位」を達成するとしており、その「資本」とは経済資本、人的資本、文化資本、社会関係資本のことを指す¹。そこで、本稿では経済資本、人的資本、文化資本、社会関係資本のいずれか、またはすべてが不足している状態を貧困と定義する。

¹ 内閣府、「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(2024年2月10日最終閲覧)
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/cho usa/r03/pdf-index.html>

1. 1 日本における子どもの貧困対策の概要

この節では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、子どもの貧困対策法という。）と「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、大綱という。）が制定された背景と内容について触れ、経済資本、人的資本、文化資本、社会関係資本の順に官公民の支援策を見ていく。

1. 1. 1 子どもの貧困対策法と大綱

2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布された。この法律が制定された背景の1つに、当時の国際社会と比較して、日本の子どもの貧困率が高かったことが挙げられる。2009年における日本の子どもの貧困率は15.7%とOECD加盟34か国の中で25位であり、ひとり親世帯の貧困率にいたっては50.8%とOECD加盟34か国の中で33位という結果だった²。これを受けて国は子どもの貧困を社会問題だと位置づけ、法律の制定に乗り出した。子どもの貧困対策法の第一条は以下の通りである。

この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。³

子どもの貧困対策法の第八条によると、子どもの貧困対策を具体的に推進するための大綱を定めなければならない。そこで、子どもの貧困対策法が公布された翌年の2014年に「子供の貧困対策に関する大綱」が制定された。大綱の10の基本方針は以下の通りである。

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

² 厚生労働省, 2014, 「ひとり親家庭の支援について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf> (2024年2月10日最終閲覧)

³ 厚生労働省, 2013, 「子どもの貧困対策の推進に関する法律(◆平成25年06月26日法律第64号)」(2024年2月10日最終閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab3418&dataType=0&pageNo=1

- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

大綱について堅田（2019:45）は次のように述べる。すなわち、大綱において「子どもの貧困」とは、貧困家庭の子どもが十分に教育機関にアクセスできないことで起こる問題であり、貧困解消のために「教育の支援」に大きな比重が置かれている。その善し悪しについては「1. 2. 1子どもの貧困対策法と大綱の課題」で述べる。

以上の子どもの貧困対策法と大綱をもとに、国、自治体、民間団体は様々な取組を進めてきた。その一部を紹介していく。

1. 1. 2 経済資本への支援

子どもがいる世帯に対する現金給付として児童扶養手当と児童手当について紹介する。

まず、児童扶養手当について説明する。阿部（2014）によると、児童扶養手当とは、離婚や死別により父または母と生計を同じくしていない子どもがいる低所得の世帯に支給される手当である。令和5年度は、前年の所得が87万円以下だと満額の44,140円/月が隔月で支給され、所得が87万円から230万円に近づくにつれ支給額が減っていく仕組みだ。2人目は10,420円、3人目以降は1人につき6,250円が支給される⁴。厚生労働省の調査によれば、令和3年度の児童扶養手当受給者総数は854,540人であり、そのうち母子世帯の総数は782,249人と受給者の9割以上が母子世帯であった⁵。

次に児童手当について説明する。児童手当とは、子どもがいる家庭の生活の安定や子どもの成長を支援するために1972年に創設された制度である。2023年現在、対象は15歳までの児童で、0～3歳未満には一律15,000円、3歳～小学校修了まで第1子・第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円が毎年6月、10月、2月に支給される。所得制限限度額を超えると特例給付として一律5,000円が支給され、所得上限限度額を超えると支給されなくなる⁶。ところが、政府は2024年度から児童手当の拡充に乗り出すと発表した。主な変更点は4つだ。1つ目は支給対象が中学生から高校生まで引き上げられる。2つ目は第3子以降高校生まで一律月3万円支給される。3つ目は所得制限がなくなり、全ての子どもが対象になる。4つ目は支給回数を年3回から年6回に増やす⁷。児童

⁴ 東京都福祉局「児童扶養手当」（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/teate/zidoufuyouteate.html>

⁵ 厚生労働省「第3編 社会福祉 第2章 児童福祉・母子福祉 第3-20表」

https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyk_3_2.html（2024年2月10日最終閲覧）

⁶ 子ども家庭庁「児童手当制度の概要」（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouate/gaiyou/>

⁷ 「児童手当、2024年度からこう変わる 高校生も支給、所得制限は撤廃、第3子以降は

手当の拡充は岸田内閣が掲げる異次元の少子化対策の柱の一つだが、支給対象年齢の引き上げ、第3子以降の増額、所得制限撤廃によるスティグマの希薄化は子どもの貧困対策としても機能するだろう。

児童扶養手当と児童手当は子どもがいる世帯に対する現金給付として特に主要なものである。他の現金給付に、特別児童扶養手当、遺族年金、生活保護などが挙げられる。

1. 1. 3 人的資本への支援

人的資本への支援についてみる前に、本稿における人的資本の具体的な内容を説明する。人的資本とは学校教育や健康などの個人の能力を表すものを指す⁸。ここでは、教育費の公的支援と官民協同で進められている学習・生活支援事業について見ていく。

まず、子どもの教育の各段階における教育費の公的支援について見ていく。

就学前の子どもに対する教育支援として、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定子ども園などを利用する3～5歳の子どもと非課税世帯の0～2歳の子ども利用料が無料になったことが挙げられる⁹。通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担だが、年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降は副食費についても免除される¹⁰。

小学校、中学校の子どもに対する教育支援としては、就学援助制度が挙げられる。就学援助制度とは、生活保護世帯やそれに準ずる程度に困窮している世帯に対し、学用品や給食費など児童の就学に必要な費用を補助する制度である¹¹。支給額は生活保護同様、各自自治体によって異なる。

高校生の子どもに対する教育支援としては、高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金がある。前者は世帯年収が約910万円未満の生徒に公立高校の授業料を無償化、私立高校の授業料を実質無償化する制度である¹²。自治体によっては、国の制度に加えて独自の給付金をつけるところもあり、例えば東京都では私立高校（全日制）について、国の支援金額である39万6000円に上乗せして最大47万円まで助成しており、来年度からは所得制限を撤廃する方向だ¹³。後者は高校生版就学援助制度にあたるが、義務教育課程への就学援助制度と異なり、支給額が固定されている。一部例を挙げると、生活保護受給世帯で、

増額 2024年12月から支給へ」2023年6月5日、毎日新聞(2024年2月10日最終閲覧)
<https://sukusuku.tokyo-np.co.jp/birth/70795/>

⁸内閣府、「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(2024年2月10日最終閲覧)
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/cho usa/r03/pdf-index.html>

⁹ こども家庭庁「幼児教育・保育の無償化」(2024年2月10日最終閲覧)
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/>

¹⁰ 子ども家庭庁「幼児教育・保育の無償化概要」(2024年2月10日最終閲覧)
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/gaiyou/>

¹¹文部科学省「就学援助制度について(就学援助ポータルサイト)」(2024年2月10日最終閲覧) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm

¹² 「私立高等学校授業料の実質無償化」について(2020年4月から)」(2024年2月10日最終閲覧) https://www.mext.go.jp/content/20200117-mxt_shuugaku01-1418201_1.pdf

¹³ 「東京都 高校授業料実質無償化へ 来年度から所得制限撤廃で調整」2023年12月5日 NHK(2023/12/22) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231205/k10014278141000.html>
(2024年2月10日最終閲覧)

国公立高等学校在学者には年間 32,300 円、私立高等学校等在学者には年間 52,600 円が支給される。高等学校は義務教育ではないものの、高校進学率は 98.8%にのぼっている¹⁴ことからほとんど義務教育と呼称して差し支えない。高校生への支援が充実してきていることは評価に値するだろう。

大学生に対する教育支援としては、長らく貸与型奨学金のみであったが、平成 29 年度から給付型奨学金が創設され¹⁵、令和 2 年度からは高等教育の修学支援新制度が創設された。修学支援新制度とは、住民税非課税世帯に対する、授業料等減免と給付型奨学金の 2 つの支援を行う制度だ。令和 6 年度からは中間所得層の多子世帯と私立の理工農系に進学する世帯にも支援が及ぶ¹⁶。

以上が各段階における教育費の負担軽減策だ。子どもの貧困対策法や大綱において、教育支援を第一に挙げていることもあり、切れ目のない充実した支援が展開されている。

次に子どもの学習・生活支援事業を紹介する。この事業は、生活困窮者自立支援法のもと、主に生活保護受給世帯の子どもの対象に、各自治体が地域のボランティア等と連携しながら勉強、生活習慣に関して包括的な支援を行う制度であり、国が費用の 2 分の 1 を負担する¹⁷。厚生労働省の調査によると、令和 3 年度の時点で子どもの学習・生活支援事業を行っている自治体は 64%であった¹⁸。運営方法は 7 割以上が委託で、委託先は NPO 法人が最も多かった¹⁹。学習・生活支援事業は子どもの学力支援のみでなく、居場所支援の側面も併せ持つ。家庭と学校に次ぐ第 3 の居場所としての役割が期待される。

1. 1. 4 文化資本への支援

文化資本とは、もともとピエール・ブルデュー（1979）の提唱した概念だ。ブルデューの『ディスタンクシオン』を訳した石井によると（1990=1979: v）によると、文化資本とは広い意味での文化に関わる有形・無形の所有物の総体を指す。具体的には、早寝早起きなどの「生活習慣」、言葉遣いなどの「品のよさ」、海外旅行などの「多様な経験」といった広い意味での文化活動のことである²⁰。本稿では、3 つ目の「多様な経験（以下、文化的

14 文部科学省「高等学校教育の現状について」（2024 年 2 月 10 日最終閲覧）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/20201027-mxt_kouhou02-1.pdf

15 文部科学省「給付型奨学金の創設（平成 29 年度～31 年度）」（2024 年 2 月 10 日最終閲覧）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shougakukin/mext_00346.html

16 「2024 年度、修学支援新制度が拡充」2023 年 7 月 10 日（2024 年 2 月 10 日最終閲覧）https://eic.obunsha.co.jp/file/educational_info/2023/0710.pdf

17 子ども家庭庁「こどもの生活・学習支援事業」（2024 年 2 月 10 日最終閲覧）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/752df913-0c4c-48b1-8b40-62a7cb4b5e67/161c5147/20230401_policies_kodomonohinkon_studysupport.pdf

18 厚生労働省、「貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）について」2022 年 3 月 24 日 <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000917190.pdf>（2024 年 2 月 10 日最終閲覧）

19 同上

20 内閣府、「令和 3 年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（2024 年 2 月 10 日最終閲覧）<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/cho usa/r03/pdf-index.html>

体験という)」を文化資本と呼ぶことにする。文化的体験がなぜ貧困解消と結びつくのかは後の「2. 3. 2文化資本が欠ける影響」で具体的に説明する。ここでは官民共同の取組である子どもゆめ基金を紹介する。

子どもゆめ基金は経済的に困難な状況にある子どもの健全育成を目的に、民間団体が実施する体験・読書活動や教材開発・普及活動に対し、国が予算を設けて支援する制度である。通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費を助成の対象とすることで、困窮世帯の子どもとその家族が無料、または低額で多様な体験活動に参加できることが特徴だ²¹。国が体験格差を問題として認識し、支援していることは評価に値するだろう。

1. 1. 5 社会関係資本への支援

社会関係資本とは人間関係、居場所や人脈、コミュニティのことを指す²²。ここでは、公的な支援であるこども家庭センターと民間の支援である子ども食堂について紹介する。なお、食の支援は本来人的資本への投資と見なされるが、本稿では子ども食堂を、食を通じた居場所を提供する支援とし、社会関係資本として取り扱うこととする。

こども家庭センターは、子育てを行う施設や児童相談所と連携しながら、子ども、保護者、妊産婦の相談を受け、地域のリソースや必要なサービスにつなげる機関だ²³。元々公的な支援施設として、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点があった。前者は妊産婦や乳幼児の保護者を支援するのに対し、後者は虐待や貧困など問題を抱えた子ども、保護者を支援する施設である。しかし、両者の連携が不十分であり、支援が必要な家庭に届かない問題が指摘された²⁴。そこで、児童福祉法改正法の施行に向け、令和6年度から子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置が努力義務とされた²⁵。

そのこども家庭センターと結びついて実際に子どもを支援していくのが地域の子ども食堂である。子ども食堂とは、湯浅によると、子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしているという²⁶。2023年度の時点で、子ども食堂の数は全国で9,131箇所に達している²⁷。

²¹ 子どもゆめ基金「子どもゆめ基金ガイド2023」（2024年2月10日最終閲覧）

<https://yumekikin.niye.go.jp/wp-content/uploads/2023/08/yume-guide-2023.pdf>

²² 内閣府、「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（2024年2月10日最終閲覧）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/cho usa/r03/pdf-index.html>

²³ 同上

²⁴ 「【独自】全市区町村に「こども家庭センター」設置…子育て世帯支援を一元化、政府が法改正案」2022年2月21日読売新聞（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20220221-OYT1T50002/>

²⁵ 厚生労働省「こども家庭センターについて」（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001127396.pdf>

²⁶ 厚生労働省「子ども食堂応援企画」（2024年2月10日最終閲覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202010_00002.html

²⁷ 認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ「【開催報告】2023年度こども

1. 2 日本における子どもの貧困対策の課題

この節では、前節で挙げた子どもの貧困対策法と大綱、また、それぞれの支援における課題を整理する。

1. 2. 1 子どもの貧困対策法と大綱の課題

まず、子どもの貧困対策法の課題について検討する。堅田（2019:43-44）によると、子どもの貧困対策法は理念法であり、国が具体的な給付や施策の導入を約束するものではないため、この法律が実際に子どもの貧困解消に結びつくかどうかは各自治体の取組に委ねられるという。これでは、自治体の財政や取組への意欲によって、対策に差が生まれる。そこで、浅井（2017:102）の言に則り、国が主導して具体的な支援策を講じ、財源の確保に努めるべきだと考える。

次に大綱の課題について検討する。堅田（2019:45-46）は、経済支援策が大綱における各支援策の中で最後尾に位置付けられていることを指摘し、「貧困」対策と謳いながら貧困の解消に即時的効果をもつ経済的支援の拡充には消極的な点を課題としている。貧困の中心にあるのは経済的困窮である。教育支援も大切だが、経済状況に対するアプローチのないまま教育支援を行ったところで、根本的な貧困は解消しない。十分な経済的基盤の上で、子どもの人生は育まれるのだから、子どもの貧困解消に向けてまずは経済支援を第一に据えるべきだ。本稿の方針も経済支援を中心とした包括的支援を検討していく。

1. 2. 2 経済支援の課題

まず、児童扶養手当の課題について検討する。児童扶養手当の課題は必要な世帯に支援が行き届いていない可能性がある点だ。令和4年度の国民生活基礎調査によると、子どもがいる現役世帯で大人が1人の世帯のうち、満額が支給される所得87万円以下の世帯は、約35%である。しかし、令和4年度貧困線（127万円）を下回る世帯は44%を超えているため、相対的貧困世帯と言われるのに満額支給されない世帯が約10%あることになる。満額給付の対象世帯を拡充すべきだ。

次に児童手当の課題について検討する。2024年度から児童手当が見直されるが、それに付随する扶養控除の見直しが課題だ。扶養控除とは16歳以上の子どもを養育していると所得税や住民税が安くなる制度だが、その控除額が引き下げられる見通しである。具体的には所得税の控除額は年間38万円から25万円に、住民税の控除額は年間33万円から12万円に引き下げられる²⁸。すべての所得層で増税分を差し引いても手取りが増える仕組みにはなっているそうだが、児童手当を高校生まで拡大しても、高校生以上の子どもの扶養控

食堂全国箇所数調査（速報値）発表会を開催しました」（2024年2月10日最終閲覧）
<https://musubie.org/news/8040/>

²⁸ 「扶養控除の見直し 税制改正 令和6年度（2024年度）」2023年12月5日、NHK（2024年2月10日最終閲覧）
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/zeisei2024/>

除額を引き下げては児童手当の恩恵が相殺されている感覚は拭えない²⁹。扶養控除は現状維持すべきだろう。

1. 2. 3 教育・文化的体験支援の課題

ここでは、教育費支援、学習・生活支援事業、文化的体験支援の課題を検討する。

まず、教育支援について、日本は2019年時点で国内総生産に占める教育機関への公的支出の割合が2.8%で、これはOECDに加盟する37カ国中、36位という低さだった³⁰。世界と比較すると、日本の教育に対する意欲の低さが伺える。全ての教育段階への投資を積極的に行うべきだろう。

就学前教育無償化の課題は、0～2歳の子どもは住民税非課税世帯しか無償化の対象にならないことだ。住民税非課税世帯に準ずる困窮世帯やひとり親世帯にとって、子どもが2歳になるまで、保育料を支払わなければならないのは相当な金銭的負担となる。無償化の対象となる世帯を増やすことを検討すべきだ。

就学援助制度の課題は、国庫負担が2分の1であり、支給対象の認定基準は市町村の裁量による点だ。半分以上が市町村の負担だとすると、財源の乏しい市町村では、認定基準が厳しくなる可能性もある。国庫負担分を増やすなどの対策が迫られる。

修学支援新制度の課題は2点ある。1点目は、支援を拡充する学部が限定されていることだ。多子世帯の拡充は評価できるが、理工農系のみ支援が拡充される点はいかなるものか。国が有用だと考える学問分野ではなく、子どもが本当に学びたい分野を支援することが重要だと考える。2点目は、制度の周知が不十分な点だ。小林の調査によると、制度の対象となる世帯のうち、制度を聞いたことがないと回答した割合は2割を超えるという³¹。制度の分かりやすい周知が必要だ。

学習・生活支援事業実施の課題は、対象となり得る子どもを利用につなげる難しさだった³²。生活保護世帯に準ずる世帯の子どものみをどう支援につなげていくかが課題である。

次に文化的体験支援について、子どもゆめ基金の課題は、単発的なイベント支援に終始してしまうことである。定期的に行う習い事への支援は、民間団体ではなく各自治体が対応すべき課題だ。

1. 2. 4 居場所支援の課題

ここではこども家庭センターと子ども食堂の課題を見ていく。

²⁹ 「岸田政権「高校生扶養控除」と「児童手当支給」相殺した恩恵はいったいいくら残るというのか…子育て世帯の失望」2023年12月9日、集英社オンライン（2024年2月10日最終閲覧）<https://shueisha.online/culture/180644?page=2>

³⁰ 「教育機関への公的支出割合、日本はワースト2位…OECDが発表」2022年10月4日、読売新聞（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20221004-OYT1T50131/>

³¹ 「進学率アップ、周知はもう一歩 国の低所得世帯向け修学支援 小林雅之・桜美林大大学院教授に聞く」2021年7月19日（2024年2月10日最終閲覧）

<https://xsearch-asahi-com.waseda.idm.oclc.org/kiji/detail/?1703203067287>

³² 厚生労働省「貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）について」（2024年2月10日最終閲覧）<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000917190.pdf>

こども家庭センターの課題は2点ある。1点目は設置が努力義務であることだ。こども家庭センターがないと、地域の子ども食堂や無料学習支援塾などといった支援と必要とする世帯とのマッチングができない。2点目はこども家庭センターの一部の役割が児童相談所の役割と類似している点だ。元々、こども家庭センターの前身であるこども家庭総合支援拠点と児童相談所の相談内容・対応が類似していた点が問題視されていたにもかかわらず³³、こども家庭センターと児童相談所は協働という形を崩さない。これでは相談に来た子どもや保護者をたらい回しにする可能性がある。協働よりも強い連携体制を模索すべきだと考える。

子ども食堂の課題について、「認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」の「第8回こども食堂の現状&困りごとアンケート」を用いる。アンケートによると子ども食堂での困りごととして1番多かった回答は「必要な人（貧困家庭など）に周知・広報し支援を届けること」で、56.3%だった。次いで多かったのは「運営資金の不足」で、49.6%であった。そこで、こども家庭センターを、子どもと保護者だけでなく、彼らを支えるボランティア・NPO団体等の運営上の課題も解決できる場所として機能するよう整備することが求められる。

2. 子どもの貧困の現状

この章では日本における子どもの貧困の現状について資料を用いて調査する。1節では経済資本、2節では人的資本、3節では文化資本、4節では社会関係資本に関するデータを見ていき、2節から4節ではその資本が欠けることで子どもや世帯にどのような影響があるかを考察する。

2. 1 経済資本の貧困

この節では、子どもがいる世帯の経済状況について、子どもの貧困率³⁴と、物質的剥奪率を用いて分析する。

まず、子どもの貧困率について見ていく。厚生労働省が発表している「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」（2022:14）の貧困率の状況によると、2021年の子どもの貧困率は11.5%であった³⁵。これは、17歳以下の子どものうち、およそ8人に1人が貧困状態であるといえる。子どもの貧困率は2012年の16.3%をピークに緩やかに下がっていることから一定の改善がみられる。しかし、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯

³³厚生労働省「こども家庭センターについて」（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001127396.pdf>

³⁴「子どもの貧困率」とは、子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。厚生労働省、「国民生活基礎調査に関するQ&A（よくあるご質問）（貧困率）」（2024年2月10日最終閲覧）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>

³⁵厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」（2024年2月10日最終閲覧）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>

の貧困率は44.5%と高い数値を示している³⁶。つまり、ひとり親世帯のおよそ半分の世帯が貧困状態であるといえる。これは世界の中でもかなり高い貧困率であり、男女共同参画局の調査によれば、OECD加盟36カ国中35位であった³⁷。

続いて子どもの剥奪指標に関するデータを見る。阿部（2018:1）によると、剥奪指標とは「1日に3度の食事がとれるか」、「自転車を持っているか」など、その人が享受している生活の質を訪ね、充足されていない項目数を足し上げる調査法である。相対的貧困率はフローの所得データのみを用いて算出されるため、同じ所得でも貯蓄や持ち家がある世帯とそうでない世帯では生活水準が異なる³⁸。そのため、子どもの貧困についてより実態を深く探るのであれば、剥奪率についても見ていく必要がある。本稿では、阿部（2018）の開発した生活困難度指標をもとに子どもがいる家庭の貧困状況を推察する。なお、生活困難度指標とは、1）家計の逼迫、2）子どもの生活の剥奪、3）低所得の3つの軸の複合指標であり、各項目の質問で一定項目以上欠けている場合に剥奪されているとみなすものである。3つの軸のうち2つ以上剥奪されている世帯を困窮層、1つだけ剥奪されている世帯を周辺層、どれも当てはまらない層を一般層と区別した。その結果、困窮層と周辺層を合わせた子どもの割合は、小学5年生が20.6%、中学2年生が21.6%、16-17歳が24.0%であり、平均して約22.1%である。（阿部2018:7-8）これは日本の相対的貧困率（11.5%）に比べると、ほぼ倍の数値であり、約5人に1人の子どもが生活において何らかの不足を感じているということになる。

以上より、日本の子どもの貧困率は2012年以降改善が見られるものの、ひとり親世帯の貧困率は依然として高いと分かった。また、物質的剥奪率の調査から生活に何らかの不足を感じている子どもが5人に1人いると分かった。

2. 2 人的資本の貧困

この節では人的資本における学力について内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」を用いて分析し、考察する。この調査は全国の中学2年生及びその保護者5000組に対しアンケートを行い、その回答をまとめたものである。なお、ここでは等価世帯収入の水準別のデータを利用する。中央値以上世帯、中央値の2分の1以上中央値未満世帯、中央値の2分の1未満世帯（以下、相対的貧困世帯という）の3世帯に分類される。

³⁶ 厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」（2024年2月10日最終閲覧）
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/d1/14.pdf>

³⁷ 男女共同参画局,2022,「男女共同参画白書 令和4年版6-5表 ひとり親世帯の貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人）」）（2024年2月10日最終閲覧）

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo06-05.html

³⁸ 阿部彩, 首都大学東京子ども・若者貧困研究センター, 2018「日本版子どもの剥奪指標の開発」（2024年2月10日最終閲覧）

https://beyond.research-miyacology.tmu.ac.jp/assets/sites-files/files/child-and-adolescent-poverty/wp/2018_wp01_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E7%89%88%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E5%89%A5%E5%A5%AA%E6%8C%87%E6%A8%99%E3%81%AE%E9%96%8B%E7%99%BA-1.pdf

2. 2. 1 人的資本の調査

まず、子どもの成績と貧困の相関関係について調べる。中学生票問4「あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。」(2022:60)という問いに対する等価世帯収入の水準別回答を見ていく。中央値以上の世帯で「上のほう」と回答した割合が16.6%なのに対し、相対的貧困世帯の割合は6.8%にとどまった。一方で、「下のほう」と回答した割合は、中央値以上の世帯で10.8%であるのに対し、相対的貧困世帯では33.0%にのぼった。

次に、進学希望と貧困の相関関係について調べる。中学生票問7「あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。」(2022:67)という問いに対する等価世帯収入の水準別回答を見ると、「大学またはそれ以上」と回答した中央値以上の子どもの割合が64.3%なのに比べ、相対的貧困世帯の子どもの割合は28.0%にとどまった。相対的貧困世帯の子どもの回答のなかで一番多かったのは「高校まで」で、32.7%である。相対的貧困世帯が「高校まで」と回答した理由について、中学生票問8「その理由を教えてください」(2022:71)で結果を見る。一番多かった回答は「自分の成績から考えて」で、31.2%であった。次いで多かったのは「とくに理由はない」で、28.4%であった。そして、「家にお金がないと思うから」「早く働く必要があるから」と回答した相対的貧困世帯の子どもの割合が、他の世帯に比べて、どちらも高いことも特徴的であった。

次に保護者に対する子どもの進学希望調査を見る。保護者票問14「お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。」(2022:45)という問いに対する等価世帯収入の水準別回答は、どの世帯でもおおよそ子どもの進学希望と同じ程度の展望を持っていた。加えて、相対的貧困世帯の中で、母親・父親の学歴別のデータを見る。(2022:45)父母のいずれも、大学またはそれ以上の学歴である場合、76.5%が子どもを大学またはそれ以上まで進学させたいと考えている。しかし、父母のいずれかが大学またはそれ以上の場合、大学まで進学させたい割合は48.9%まで減る。相対的貧困世帯の保護者で子どもの進学段階を「高校まで」と回答した理由について、保護者票問15「その理由は何ですか。」(2022:46-47)で結果を見ていく。一番多かった回答は「家庭の経済的な状況から」で、44.4%であった。次いで多かったのは「お子さんの学力から考えて」で、37.9%であった。以上より、相対的貧困世帯では、経済的理由で子どもの大学進学を諦める保護者が半数近いことが分かる。

最後に保護者が考える子どもの進学段階に関する希望・展望と、子ども自身が進学したいと思う教育段階の一致・不一致についてのデータについてみる。どの世帯でも半数以上は保護者と子どもの考えは一致している。しかし、中央値の2分の1以上中央値未満の世帯や相対的貧困世帯の子どもの割合は、中央値以上の世帯に比べ、親の展望より高い進学段階を望む割合が多い。このような子どもたちが自身の望む進学段階に達せられるようなサポートが必要だ。

以上をまとめると、貧困世帯ほど低学力に陥りやすい傾向がある。進学段階の希望について、中央値以上の世帯の子どもの6割が大学進学を希望しているのに対し、相対的貧困世帯の子どもの割合は3割を下回った。相対的貧困世帯の子どもの大学進学を断念する理由の一番は自分の成績であったのに対し、相対的貧困世帯の保護者が子どもの大学進学を断念する理由の一番は家庭の経済状況であった。

2. 2. 1 人的資本が欠ける影響

前項から、貧困は子どもの学力に影響を及ぼすことが確認できた。反対に低学力が貧困に及ぼす影響があるのか確かめる。保護者票問18「世帯全体のおおよその年間収入（税込）はいくらですか。」（2022:24）という問いに対する母親・父親の学歴状況別、等価世帯収入の水準別データをみる。父親、母親ともに大学に進学している世帯ほど、世帯収入が中央値を超えている割合が高く、「父母のいずれかが、大学またはそれ以上」、「その他」の世帯順にその割合は低下していく。ここから、親の学歴が高ければ世帯収入は高く、親の学歴が低ければ世帯収入が低い傾向にあるといえる。学歴社会と呼ばれる日本では学力が収入に大きく影響するため、質の高い教育や高等教育を受けるのが難しい相対的貧困世帯の子どもは低学力になるリスクが高く、結果的に低収入の職業に就く可能性が高まる。これが世代間で連鎖していくことを貧困の負の連鎖と呼ぶ。この負の連鎖を断ち切るには、大学進学を可能にする経済支援が不可欠である。

しかし、経済支援だけでは貧困の負の連鎖は断ち切れないと考える。子どもが大学進学を断念する一番の理由は自身の学力であった。つまり、いくら大学まで行けるように経済支援を行っても、そもそも子どもの学力自体が大学進学に足りていない場合があるのだ。中学生票問5「あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。」（2022:64）という問いに対して、「いつもわかる」、「だいたいわかる」と回答した中央値以上の世帯の割合は55.2%なのに対し、相対的貧困世帯の割合は28.1%であった。すなわち、中学2年生の段階で、中央値以上の世帯と相対的貧困世帯の授業理解度に、倍の差がついてしまっているのだ。したがって、授業がわからない子どもを救う教育支援も合わせて考える必要がある。

2. 3 文化資本の貧困

この節では文化的体験について公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンが行った『子どもの「体験格差」実態調査最終報告書』（2023）を用いて分析し、考察する。なお、本報告書における学校外の体験活動とは定期的な体験活動（主に習い事、クラブ活動など）と単発で行う体験活動（旅行、ボランティア、芸術鑑賞など）のことを指す。

2. 3. 1 文化資本の調査

まず、直近1年間で学校外の体験がない子どもの割合を見る。世帯年収が300万円未満の子どもの29.9%が直近1年間で学校外の体験がない。世帯年収が600万円以上の子どもでは11.3%であるため、比較するとその差は3倍以上だ。（2023:19）次に、体験活動への年間支出額世帯年収が年間300万円未満の家庭の子どもの、体験活動への年間支出額が38,363円であるのに対し、世帯年収が600万円以上の家庭の年間支出額は106,674円である。（2023:35）その差はおよそ2.7倍であり、仮にこの支出額で小学校6年間を過ごしたとすると、600万円以上の家庭と300万円未満の家庭で体験活動への支出額は40万円以上の差が生まれてしまう。最後に体験活動を諦めた理由について見る。世帯年収300万円未満の家庭の56.3%が「保護者に経済的な余裕がないから」と回答した。（2023:38）

以上より、世帯年収が300万円未満の子どもの約3人に1人が学校外で体験活動を経験しておらず、体験活動への年間支出額も世帯年収が600万円以上の家庭に比べて6万円ほど低い。そして、世帯年収300万円未満の子どもの約半分が、経済的な理由から学校外の体験活動の機会を奪われているといえる。

2. 3. 2文化資本が欠ける影響

近年、「非認知能力」という言葉が注目を集めている。文部科学省によれば、非認知能力とは粘り強さや協調性、自信、自制心など幅広い力や姿勢を含み、学業や仕事など子どもの将来にも大きく影響するものとしている³⁹。一方で、池迫・宮本（2015:12）によれば、社会情動的スキルとは、非認知スキルとして知られ、目標の達成、他者との協働、情動の制御に関わるようなスキルであり、このスキルが、人生のあらゆる段階において重要な役割を果たすと述べている。つまり、早い段階で子どもの非認知能力や社会情動的スキルを伸ばすことが、その後の人生をより良いものにつなげるのである。（なお、非認知能力と社会情動的スキルはほぼ同義であるため、以降はOECDの規定にならない社会情動的スキルという言葉を使うこととする。）社会情動的スキルとその後の子どもの人生に相関関係があると示唆したのが、ペリー就学前計画である。文部科学省によると、ペリー就学前計画は、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、「質の高い幼児教育プログラムに参加したグループ」と「参加しなかったグループ」を対象に、その後長期にわたり追跡調査を実施しているものであり、質の高い幼児教育プログラムへの参加は、その後の「学校のよい成績」「より高い収入」などにつながっていると結果が出ているとされる⁴⁰。つまり、早期に子どもの社会情動的スキルを育む教育を受けさせることは、その後の子どもの豊かな人生につながると言えるだろう。

では、その社会情動的スキルはどのようにして伸ばすのか。学校教育や地域社会によっても育まれるが、それだけなら子どもの社会情動的スキルに大きな差はつかないだろう。差が生まれるのは、社会情動的スキルが保護者の教育と家庭の経済状況で育まれるものだからである。池迫・宮本（2015:26）によれば、Covay and Carbonaro（2010）による研究は、音楽のレッスン、ダンスのレッスン、舞台芸術活動、芸術のレッスン、スポーツ、放課後のクラブに参加する小学生は、こうした活動に参加していない者に比べ、より高い注意力、秩序、柔軟性、課題に対する粘り強さ、学習における自主性、学習に対する意欲を見せることを示したという。また、「令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告～21世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～」によると、「小学生の頃に体験活動（自然体験、社会体験、文化的体験）や読書、お手伝いを多くしていた子供は、その後、高校生の時に自尊感情（自分に対して肯定的、自分に満足しているなど）や外向性（自分のことを活発だと思ふ）、精神的な回復力（新しいことに興味を持

³⁹文部科学省「幼児期の育ちの姿ー遊びを通して「学びの芽」を育もうー」（2024年2月10日最終閲覧）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2018/07/19/1406574_8.pdf

⁴⁰内閣官房、「参考資料3ー2」<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youji/dai1/siryous3-2.pdf>（2024年2月10日最終閲覧）

つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向きなど)といった項目の得点が高くなる傾向が見られました。」⁴¹とある。つまり、文化的体験が社会情動的スキルを伸ばすと言える。そして、子どもが文化的体験を行うには、保護者による経済的援助をはじめとした多くの援助が必須だ。さらに、社会情動的スキルが社会で高い地位を達成するのに重要であるということは、社会情動的スキルを十分に育める環境になかった子どもは低い水準の暮らしを強いられる可能性が高まる。文化資本も人的資本同様に再生産されるのだ。

だからこそ、困窮世帯に対する文化的体験支援は重要だ。池迫・宮本(2015:9)によれば、社会情動的スキルを伸ばすプログラムへの投資が、税収の増加や保健・公的支援・刑事司法に関する公共サービス費用を低減したという報告がある。また、阿部(2014:94-95)によると、乳幼児に対するプログラムは3倍弱から4倍弱の費用対効果が認められているという。ゆえに、子どもに対し早期から投資することは、子どものためになり、ひいては社会経済にも便益があるため、乳幼児期に対する支援も併せて考えていきたい。

2. 4 社会関係資本の貧困

この節では社会関係資本について再び内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」を用いて分析し、考察する。

2. 4. 1 社会関係資本の調査

まず、子どもの相談相手について調査する。中学生票問13「あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。」(2022:82)この問いに対する等価世帯収入の水準別回答では、どの世帯でも「親」や「学校の友達」に相談できると回答した子どもは6割を超える。一方で、「だれにも相談できない、相談したくない」と回答した相対的貧困世帯の子どもの割合は12.8%であり、3世帯の中で最多であった。子どもたちの悩みを解決するエキスパートとしてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが学校に配置されているものの、彼らに相談する子どもの割合は相対的貧困世帯で5.1%、それ以外の世帯では4%未満と大変少なかった。

次に子どもの虐待について調査する。中学生票問17「あなたは今までに、以下のa~h⁴²のようなことがありましたか。あてはまる個数を答えてください。」(2022:88)「逆境

⁴¹文部科学省「令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告 ～21世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～」(2024年2月10日最終閲覧) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00738.html

⁴² a.一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる、危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
b.一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
c.家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
d.必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある

体験」(以下、虐待と同義とする)について、8つの項目を基に状況把握を行った。この問いに対する等価世帯収入の水準別回答で、8つの項目のうち、「ひとつもあてはまらない」と回答した中央値以上の世帯の子どもの割合が84.9%であるのに対し、相対的貧困世帯の子どもの割合は50.2%であった。「1～2個あてはまる」と回答した相対的貧困世帯の子どもの割合は44.8%であり、中央値以上の世帯の3.6倍に及ぶ。さらに、この問いに対する世帯の状況別回答も示す。なお、世帯の状況は「ふたり親世帯」、「ひとり親世帯」、「ひとり親世帯:母子世帯のみ」の3つに分類される。母子世帯含むひとり親世帯では、「1～2個あてはまる」と回答した子どもの割合は70.1%となっており、ふたり親世帯の割合の6倍近い数値となっている。「3個以上あてはまる」と回答した子どもの割合はひとり親世帯全体で6%を超えるなど、ひとり親世帯の子どもたちがいかに逆境体験にさらされやすいかがわかるデータだ。

次に、保護者の相談相手について調査する。保護者票問16「あなたには次に挙げる事柄(=b、c)⁴³で頼れる人はいますか。」、16-1「それはだれですか。」(2022:51-55)という問いを見ていく。まず、問(b)に対する等価世帯収入の水準別回答は、どの世帯でも「頼れる人がいる」と回答した保護者の割合は9割程となっている。その相談相手の内訳はどの世帯でも「家族・親族」が9割を超えていた。なお、「相談・支援機関や福祉の人」に相談すると回答した相対的貧困世帯は6.2%にとどまった。次に、問(c)に対する等価世帯収入の水準別回答では、中央値以上の世帯の70.3%は「頼れる人がいる」と回答したものの、22.0%は「そのことでは人に頼らない」と回答している。金銭的な援助を請うことを良しとしない人は中央値以上の世帯が一番多かった。反対に相対的貧困世帯は「頼れる人がいる」と回答した人は58.9%にとどまり、「いない」と回答した人の割合は3世帯で最も多い27.7%だった。また、頼れる相手の内訳を見ると、どの世帯も9割以上が「家族・親族」であり、中央値以上の世帯に関しては99.8%という結果であった。「相談・支援機関や福祉の人」に頼ると回答した人は、相対的貧困世帯でも5.7%にとどまった。このデータからどの世帯でも生活困窮時に、まず身内を頼る発想になると分かる。

以上をまとめると、子どもが相談する相手としてスクールソーシャルワーカーを選ぶ割合は5%程度にとどまった。相対的貧困世帯の子どもやひとり親世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもやふたり親世帯の子どもに比べ、逆境体験にさらされる可能性が極端に高い。保護者の相談相手や金銭支援を求める相手として、相談・支援機関や福祉の人を選ぶ相対的貧困世帯は6%程度にとどまった。

2. 4. 2 社会関係資本が欠ける影響

e. 両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある

f. 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある

g. 一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる

h. 一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

⁴³ b. 重要な事柄の相談 c. いざという時のお金の援助

社会関係資本とは、家族、コミュニティ、職場などの人間関係を指す⁴⁴。また、石井（1990＝1979: vi）によれば、さまざまな集団に属することによって得られる人間関係の総体とされ、その一番に家族が挙げられている。すなわち、子どもにとって一般的に家族が一番の味方であり、特に属せるコミュニティが限られる幼少期にとっては家庭こそが安心できる居場所と言える。しかし、そうとは言えない子どもが数多く存在する。児童虐待だ。児童虐待の件数は年々増加傾向にあり、令和4年度の虐待相談対応件数は219,170件で、過去最多を記録した⁴⁵。児童虐待は子どもの身体と精神に重大な悪影響を及ぼす。厚生労働省（2013:5-6）によると、虐待の子どもへの影響として、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響を挙げている⁴⁶。虐待を受けている子どもにとって、社会関係資本、すなわち家庭以外の居場所と頼れる大人は命綱なのだ。

小学生以上の子どもにとって、家庭の次に大きなコミュニティは学校である。しかし、学校にいる大人である先生に相談する子どもはどの世帯でも2割にとどまり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどに相談する子どもにいたっては5%程だった。悩みを抱えている子どもに対してスクールソーシャルワーカーの存在を活用するよう呼びかけるなど、教育と福祉のスペシャリストを上手く活用する仕組みを検討すべきだ。

また、就学前の子どもに対するケアも不可欠だ。2020年8月に福岡県中間市で3歳の男の子が両親に虐待されて死亡した⁴⁷。事件では、死亡した子どもが「無園児」だったことが問題として指摘された。無園児とは保育園・幼稚園に通っていない3歳以上の子どものことだ。こうした、社会とのつながりが途絶した子どもと家庭を見守るアウトリーチサービスも必要である。

前項で、母子世帯を含むひとり親世帯の子どもほど逆境体験にさらされやすいことが分かった。ひとり親世帯の保護者のすべてが児童虐待をするわけではないが、不安定な経済状況に陥りやすいひとり親世帯ほど、児童虐待を引き起こす可能性は高い。それゆえ、ひとり親世帯の子どもに対し、注意して虐待などがなく見守り、それと同時に保護者へのケアも入念に行うべきだろう。そして、世帯への金銭的支援は自助、共助ではなく公助が当たり前になるべきだと考える。公的援助の充実と周知が必要だと認識した。

⁴⁴ 内閣府、「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（2024年2月10日最終閲覧）
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/cho usa/r03/pdf-index.html>

⁴⁵ 子ども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」（2024年2月10日最終閲覧）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf

⁴⁶ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（2024年2月10日最終閲覧）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/130823-01c.pdf

⁴⁷ 「口に“ペット用トイレ砂”を…虐待死した3歳児は「無園児」だった 社会の目が届かない子供たち」2020年10月23日 FNNプライムオンライン（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.fnn.jp/articles/-/98913>

3. 子どもの貧困に対する諸外国の取組

本章では、諸外国の子どもの貧困対策を調査し、日本の子どもの貧困解決の糸口を探る。アメリカ、韓国、イギリスの貧困対策の中で、日本の支援に取り入れられそうな制度、活動について述べる。

3. 1 アメリカの貧困対策—児童タックスクレジット—

この節では、コロナ禍において子どもの貧困を劇的に減らしたアメリカの児童タックスクレジットについて紹介する。

児童タックスクレジットとは給付付き税額控除である。子ども1人につき一定額の税額控除がなされ、さらに一定以上の所得がある納税者には還付がある。これは働くほどもらえる額が増えるということで、結果的に就労へのインセンティブになる。小林 (2023) によると、この制度はアメリカで1997年に初めて導入され、当初は16歳以下の子ども1人につき、最大400ドルまでの税額控除がなされた。2001年からは税額控除の額が引き上げられるとともに、一定以上の所得がある納税者に対しては還付がなされるようになった。2021年からは還付制限がなくなり、控除対象の全世帯が控除分の全額を毎月還付されることになった。税額控除による労働意欲の低下が懸念されたが、Enriquez et al. (2023) による分析の結果と、子ども税額控除の拡充・月次給付は、少なくとも短期的には雇用への影響をもたらさないことが分かった。(小林 2023:1-3,6) 日本では2014年まで最低賃金の手取り収入が生活保護を下回る逆転現象が起こっていた。現在、逆転現象は解消されているものの、依然としてワーキングプアは存在している。日本では、母子世帯の就業率が高いにも関わらず、2世帯に1世帯が貧困状態である。児童タックスクレジットは、貧困世帯に恩恵のある税額控除であり、なおかつ毎月の給付があることで生活の安定度が増す。導入を検討する価値があると考ええる。

3. 2 韓国の貧困対策—教育福祉優先支援事業—

この節では日本において不足しているアウトリーチサービスの参考として、韓国の教育福祉優先支援事業について紹介する。

教育福祉優先支援事業とは、学校と地域社会が連携し、貧困状態の子どもがいる50人以上の学校に教育福祉士を配置して子どもの相談に乗ったり、学習に遅れがある貧困世帯の子どもに独自のプログラムを提供したりしている(中嶋・近藤 2018:171-172)⁴⁸。中でも興味深いプログラムが、「コーチング」である。コーチングプログラムは、貧困状態にある子どもに対し、情緒、感情、進路、親、学習といった5つの領域に関するケアを1人週1

⁴⁸ 中嶋和夫, 近藤理恵 (編) 黒木保博 (監修), 2018 「世界の子どもの貧困対策と福祉関連 QOL —日本、韓国、イギリス、アメリカ、ドイツ—」学文社 (2024年2月10日最終閲覧) <https://elib-maruzen-co-jp.waseda.idm.oclc.org/elib/html/Viewer/Id/3000063063?9>

回、講師が1対1で行う。(中嶋・近藤 2018:175) 学校教育についていけない児童のケアは日本においても喫緊の課題である。このアウトリーチサービスは、学習支援だけでなく子どもの様々な悩みに寄り添うサービスだ。つまり、人的資本だけでなく、社会関係資本の構築にも役立つため、日本で実施するアウトリーチサービスにおいて参考になると考える。

3. 3 イギリスの貧困対策—シュアースタートプログラム—

この節では、子どもの貧困解決にいち早く取り組んだイギリスの様々な政策の中から、シュアースタートプログラムについて紹介する。

シュアースタートプログラムとは、シュアースタート・チルドレンズセンターで実施されており、そこではすべての子ども、親、子どものケアをしている人を対象に、①子どもと家族の健康、②ペアレンティング、③お金、④トレーニングや仕事に就くための支援をしている。多くのセンターでは、就学前の子どもに対する教育や保育も提供している。(中嶋・近藤 2018:97)⁴⁹チルドレンズセンターではじつに様々な支援が展開されており、そこに行けば子どもに関する問題を解決できる、所謂ワンストップの機能を持っている(岩重ほか 2011:14-15)。日本では、近年子ども家庭センターの設置が進められている。しかし、子ども家庭センターでは経済的支援は行われぬ。例えば、児童扶養手当は市区町村の窓口まで行って申請しなければならない。そこで、イギリスのシュアースタート・チルドレンズセンターを参考に、子ども家庭センターに行けば、子どもに関する経済支援制度を一括で申請できるよう業務の分割を行うべきだと考える。

4. 子どもの貧困解消に向けた支援策

第1章では日本の貧困対策とその課題を整理した。第2章では日本の貧困について現状調査し、貧困が子どもに及ぼす影響を考察した。第3章では日本の課題を踏まえ、諸外国の貧困対策を調べた。これらの内容を踏まえて、日本の子どもの貧困解決に向けた政策を具体的に提案する。

4. 1 経済支援

貧困を解決するためには、現金給付が不可欠である。子育て世帯に向けた現金給付のうち、児童扶養手当と児童手当の新たな形について検討する。

児童扶養手当制度について3点改善策を提案する。1点目は満額支給される所得制限の上限を引き上げることだ。とくに、貧困線を下回る相対的貧困世帯までは満額支給すべき

⁴⁹ 中嶋和夫, 近藤理恵 (編) 黒木保博 (監修), 2018 「世界の子どもの貧困対策と福祉関連 QOL —日本、韓国、イギリス、アメリカ、ドイツ—」学文社 (2024年2月10日最終閲覧) <https://elib-maruzen-co.jp.waseda.idm.oclc.org/elib/html/Viewer/Id/3000063063?9>

である。2点目は第2子以降も第1子と同額を支給することだ。子ども1人の養育費は第1子も第2子以降も大きく変わらないのに、第2子以降大幅に金額が下がるのは不当である。例えばドイツでは低所得者世帯の児童に対し、児童特別手当があり、1人につき月額170ユーロが支給される⁵⁰。これにならい、第1子とそれ以外で区別することなく、子ども1人に付き同額を支給するべきだと考える。以上2点に関しては、令和5年12月7日に政府が児童扶養手当を拡充する方針を固めたとの発表があったため、今後の動きに期待したい。3点目は支給年齢の引き上げである。ドイツの児童特別手当は25歳まで支給されるのに対し⁵¹、日本の支給条件は18歳未満（障害児の場合20歳未満）となっている。これは低所得世帯の子どもが大学に進学することを考えていない制度設計となっており、低所得世帯の子どもの大学進学を阻んでいる。そこで、児童扶養手当を受給している世帯の子どもが大学進学を希望する場合、大学卒業まで児童扶養手当を延長することを提案する。それにより、相対的貧困世帯の子どもが大学進学を視野に入れられるようになり、ゆくゆくは貧困の連鎖の解消に寄与するだろう。

次に児童手当に対し、2点の改善策を提案する。1点目は対象年齢の更なる引き上げである。児童扶養手当でも提案したように、大学生までは子どもと見なすべきだと考える。2点目は扶養控除額の維持だ。扶養控除額の引き下げは、少子化や子どもの貧困を解決すると意気込む政府の姿勢に反していると言わざるを得ない。児童手当拡充に伴い扶養控除額を引き下げる案は早急に見直しを要求する。

これらを踏まえ、児童手当を盛り込んだ新しい税制を提案する。すなわち、アメリカの児童タックスクレジットを導入することである。大学生までの子どもがいる世帯に子ども税額控除を導入し、子ども1人に付き一定額の控除を行う。ある一定の所得までは控除額を全額還付し、一定以上の所得がある納税者に対しては緩やかに還付額を下げっていく方式だ。ここで、小林（2023）のレポートをもとに、2021年のアメリカの児童タックスクレジットを参考にしながら、日本で児童タックスクレジットを導入する際の具体的な数値を仮に算出してみる。まず、アメリカで0～5歳までの子ども1人につき3600ドルの控除を受けられることを日本に置き換え、子ども税額控除の額を36万円と設定する。アメリカ政府は家族4人で世帯年収が3万1000ドル（約430万円）を下回る家庭を超低所得層としていることから、共働きの場合控除額が2000ドルに削減され始める基準となる所得15万ドルは、日本に置き換えると相対的貧困世帯の所得の5倍にあたる。さらに税額控除が減少し始める基準となる共働き世帯の所得40万ドルは、相対的貧困世帯の所得の約13倍にあたる。この5倍、13倍という比率を用いて、日本で児童タックスクレジットを導入する際の基準所得を算出してみる。2021年の貧困線は127万円であることから⁵²、その5倍の額である約630万円までの世帯は満額の給付付き税額控除を受けられる。相対的貧困世帯の所得の13倍である約1650万円の世帯までは、控除額は下がるものの、給付付き税額控除を

⁵⁰ 厚生労働省「諸外国における公的扶助制度の概要 ①」（2024年2月10日最終閲覧）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000551927.pdf>

⁵¹ 「データで見ると歴然！日本と海外の「給料の格差」」2023年8月10日、東洋経済オンライン（2024年2月10日最終閲覧）<https://toyokeizai.net/articles/-/688442?page=4>

⁵² 厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」（2024年2月10日最終閲覧）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/d1/14.pdf>

受けられる。1650万円以上の世帯は控除がなくなる仕組みだ。なお、これはあくまでも筆者の試算であるため、限度額などは世帯を構成する規模によって変わることをご了承いただきたい。

制度面の変更は3点だ。1点目は控除の壁をなくす。現在の児童手当制度は控除を受けするために、敢えて労働を制限しなければならない状況である。立ちはだかる控除の壁をなくし、一定の基準を超えたら緩やかに減少にしていく制度設計にする。それにより、労働を制限することもなく、働いただけ所得が増えるようになるだろう。2点目は共働き世帯の場合、年収の高い方を基準にするのではなく、2人合わせた世帯年収を基準に手当を支給する。今までの児童手当では、世帯の1人が基準となる年収を超えていると、共働き世帯より世帯の総所得が低くなるにも関わらず手当を受けられないという逆転現象が起り得た。しかし、2人合わせた世帯の年収を基準にすればそうした逆転現象も起こらず、必要な世帯に支援が届くようになる。もちろん、2人合わせた年収を基準にする場合は、基準値も引き上げるよう設計する。3点目は給付を毎月支給する。現在の制度では年3回の支給だが、毎月支給することで日々の暮らしの安定を図る。

児童タックスクレジットを導入するメリットは貧困削減効果が大きい点だ。小林(2023)によると、日本の税制は所得控除が中心で、還付が行われていない。しかも所得控除は所得の高い人ほど減税額が大きくなる仕組みなので、納税額が少ない、もしくは全く納税していない人には効果がない。しかし、還付付き税額控除なら貧困層ほど恩恵が大きくなる仕組みである。アメリカにおける2021年の子ども税額控除の拡大は、貧困率に影響を及ぼした。2020年には9.7%だった貧困率は、2021年には5.2%に低下した。控除の拡充がなかった場合、貧困率は8.1%とされており、そこから5.2%を引くと2.9%分子ども税額控除による貧困率の改善が見られたことになる。(小林2023:6, 8) この結果から、児童タックスクレジットは子どもの貧困にダイレクトに効果がある対策だと言えるだろう。

一方で、児童タックスクレジットを導入するデメリットを2点挙げる。1点目は所得の把握が難しく支給手続きが煩雑になることだ。しかし、そこはマイナンバーカードをうまく活用すれば把握できるだろう。アメリカやイギリスでコロナ対策の現金給付がスピーディーに行われたのは、番号で国民全員の税情報と社会保障給付を一体的に運営する制度が導入されていたからだという⁵³。日本においても、マイナンバーカードと口座の紐づけを急がせるべきだ。2点目は受給者にスティグマを付与してしまうことが懸念される。児童手当は普遍的だが、児童タックスクレジットは選別的政策だからだ。しかしその点については、控除がなくなる基準を今までより高く設定することでボリューム層の包括を目指す。普遍か選別かという2択ではなく、グラデーションのある支援を行っていきたい。

子どもの貧困解消に向けて、何よりも先に経済支援の拡充に着手すべきだ。上記のように、児童扶養手当と児童タックスクレジットを組み合わせ、毎月十分な金額を支給することで、困窮世帯の生活基盤の立て直しを図ることを提案する。

⁵³ 「ポスト・コロナ、定額給付金を給付付き税額控除につなげ、デジタル・セーフティネット構築を ― 連載コラム「税の交差点」第76回」2020年5月12日(2024年2月10日最終閲覧) <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3403>

4. 2 教育支援

この節では、教育費支援の改善策と支援事業の新制度を提案する。

まずは就学前の子どもに対する教育無償化の改善案として、住民税非課税世帯以外の困窮世帯と認められる世帯に対しても0～2歳の子どもも幼稚園、保育所、認定子ども園を無償で利用できるようにすべきだ。保育の窓口をより広げることで、無園児の解消にも寄与できると考える。

就学援助制度の改善案は国庫負担を増やすことだ。国が多く負担することで、市町村が認定基準を緩め、より多くの困窮世帯に支援が届くようになるだろう。

次に学習・生活支援事業の改善策を提示する。事業実施の課題として1番に挙げられたのが、対象となり得る子どもを利用につなげる難しさだった⁵⁴。この課題を解決するには、学校と支援を実施する団体との連携強化が必要だ。千葉県松戸市のモデルケースを紹介する。松戸市では事業者と学校、特にスクールソーシャルワーカーが連携を進め、毎月課題を抱える子どもについて情報共有・情報交換を行っているという⁵⁵。このモデルケースを参考に、生活困窮世帯の子どもを確実に支援事業につなげる仕組みを強化すべきだと考える。連携を強化するにあたり、浅井（2017）の以下の提案を引用する。

「貧困の状態にある子どもたちについて登録制で把握するとともに、学習支援塾を活用すること、申込みを勧奨することも学校教育現場との連携のなかで検討すべきではないでしょうか。」浅井（2017:152）

筆者も貧困状態にある子どもの登録制をすべきだと考える。具体的な方法は「4. 4 居場所支援」の節で述べる。

また、浅井（2017:153）は困窮世帯の子どもが学力の形成や学ぶことを諦めている現状についても注意喚起している。経済的な理由から進学を断念するのではなく、そもそも勉強についていけなくて学習意欲をなくしてしまう子どもがいる。この課題に対し、韓国の教育福祉優先支援事業のコーチングプログラムを参考に、貧困状態にある子どもにメンターをつけて、学習支援のみならず社会情動的スキルの育成や社会関係資本の構築まで含めたプログラムを行うことを提案する。アウトリーチのサービスの具体的な展開については、こちら「4. 4 居場所支援」の節で包括的な案を述べることにする。

4. 3 文化的体験支援

この節では、文化的体験支援についてモデルケースを紹介する。

社会情動的スキルの育成には、文化的体験が不可欠である。国が子どもの体験格差を課題と認め、子どもゆめ基金を創設したことは評価に値する。今後の課題としては、活動団

⁵⁴厚生労働省「貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）について」（2024年2月10日最終閲覧）<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000917190.pdf>

⁵⁵ 同上

体に向けて基金の周知を徹底することだろう。ボランティア団体において活動費の資金繰りは頭を悩ませる課題だ。寄付の文化が薄い日本において、国が積極的にボランティア団体への助成を行うことは大変意義があると思う。

ただ、文化的体験活動は単発のみでは効果が薄い。「2. 3. 2文化資本が欠ける影響」でも述べたように、定期的に行う習い事を続けることが、粘り強さや協調性といった社会情動的スキルの育成に大きく役立つ。そこで、大阪市の習い事・塾代助成事業を紹介する。この事業は大阪市内に居住している小学5年生～中学3年生の子どもを対象に、塾や習い事など学校外教育にかかる費用を月額1万円分助成する事業だ。令和5年度までは利用できる子どもが市内の約5割になるよう所得制限が課されていたが、令和6年度から所得要件がなくなり、大阪市内のすべての子どもが対象になる⁵⁶。この事業を参考に、各自治体でも乳幼児期の子どもを含めた定期的な文化的体験を後押しする事業を行うべきだ。

4. 4居場所支援

この節では、こども家庭センターに対する提案と、子ども食堂への支援策を提示する。こども家庭センターに対して、次の4点の策を導入するよう求める。

1点目は設置の義務化だ。令和4年に成立した改正児童福祉法においてはこども家庭センターの設置は努力義務となっている。しかし、それでは自治体に対する拘束力が低い。児童相談所同様に義務化して国の子ども支援に対する本気度を示し、各自治体も本腰を入れて支援に取り組むべきである。目標はいくつかの小中学校区に対してこども家庭センターを1つ設置し、学区内のすべての小学生を管轄する。こども家庭センターが公教育施設と連携し、地域の子どもに関する情報を蓄え、それを適切な民間団体に提供することで必要な支援が子どもに届く、という流れが理想だ。公教育施設における子どもの状態の把握については、専門家であるスクールソーシャルワーカーが担当する。スクールソーシャルワーカーの裁量や権限を拡大することが求められるだろう。

2点目は子どもに関する経済支援の手続き業務をこども家庭センターに委託することだ。イギリスのシュアースタート・チルドレンズセンターのように、児童扶養手当や児童手当、各教育支援の申請、受給を役所ではなくこども家庭センターで行えるようにすることで、ワンストップサービスをより推進できる。さらに付け加えると、経済支援の受給にマイナンバーカードを活用し、全てオンラインで申請から受給までできるようにするべきだ。そうすることで、わざわざ申請のために役所に行く手間を省け、受給者のスティグマを緩和できると考える。また、受給した手当とマイナンバーカードを結びつけておくことで、マイナンバーカードをたどればその世帯の困窮状態が把握できるようにする。そのメリットについて次の点で述べる。

3点目は子ども世帯の個人情報データベース化することだ。岩重ほか(2011)によると、イギリスにコネクションズという13～19歳の若者を対象にした包括的な支援がある。コネクションズの心臓部がCCISsと呼ばれる個人情報の追跡データベースだ。関係機関の

⁵⁶ 大阪市「大阪市習い事・塾代助成事業」(2024年2月10日最終閲覧)
https://www.juku-osaka.com/system/about_project.html/

連携を強化するため、支援の対象となる若者の個人情報をデータベース化し、本人の同意を得て関係機関が利用できるようにする仕組みとなっている。(岩重ほか 2011:22) 日本においてもマイナンバーを利用し、全ての子どもがいる世帯を対象に、世帯の情報をデータベース化し、支援機関がそれにアクセスして各個人及び世帯にとって必要な支援を確実に届けられるようにすべきだ。データベース化することでできるようになる支援は多い。特に困窮世帯の子どもの状況を支援機関が把握することで、適切なアウトリーチサービスを届けられる。具体的には、「4.3 教育支援」の節で挙げた貧困状態にある子どもへの学習・生活支援メンターの派遣や、改正児童福祉法で新設された子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業における訪問支援員の派遣などである⁵⁷。日本の子ども支援で強化していくべきアウトリーチサービスの足掛かりになると期待する。

4点目は児童相談所とこども家庭センターの統合である。支援内容の類似から、相談に来た子どもや保護者を、こども家庭センターと児童相談所の間でたらい回しにする可能性があった。それならば、すでに都道府県に対し設置義務が課されている児童相談所にこども家庭センターを併設し、一体となって支援を行っていくべきではないか。3点目で挙げたデータベース化とアウトリーチサービスを活用し、こども家庭センターの支援員は訪問しながら各世帯の状況を把握し、緊急の支援が必要な場合は、立ち入り調査や保護の権限を持つ児童相談所にすぐに繋げる仕組みを整備することを提案する。このように一体化による迅速な対応が出来れば、虐待を未然に防いだり、虐待によって命を落とす子どもの数を減らしたりできるだろう。

子ども食堂の課題として挙げられていた周知・広報については、こども家庭センターと連携することで解決できると考える。つまり、こども家庭センターのデータベースから支援が必要そうな世帯に対して、子ども食堂の案内をするのである。どの支援を広報するときにも言えることだが、ただ案内を送るのではなく、アウトリーチサービスの際、直接支援内容についてわかりやすく案内することが重要だ。また、運営資金の確保について、こども家庭センターが認定制度を設け、一定の基準を満たす支援団体には助成金を交付することを提案する。

以上を踏まえ、こども家庭センターには地域の子どもと保護者を包括的に支援する拠点となることを期待する。施設内に、NPO やボランティア団体が運営する子ども食堂や無料塾を積極的に誘致し、地域一体で誰一人取り残さない支援を行ってほしい。

おわりに

本稿では、日本の子どもの貧困について、現行の対策と課題を整理し、現状の分析を行った。諸外国の対策を踏まえながら、日本の子どもの貧困解消に向けた以下の包括的支援策を提案した。①経済支援として、児童扶養手当の対象拡大と、児童タックスクレジット

⁵⁷ こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」(2024年2月10日最終閲覧)
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2067db91-4b40-455d-b11d-1bcdec2e37d/f81007f7/20230516_councils_shingikai_shakai_katei_Mag6djKb_03.pdf

の導入。②教育支援として、各段階における教育費の支援拡充と、学習・生活支援事業と公教育の更なる連携。③文化的体験支援の拡充と、習い事・塾代助成事業の発展。④こども家庭センターの機能強化と、こども食堂支援の拡大。「子どもの貧困」解消に向けて、数値まで換算した具体的な政策を提案できたと思う。

一方で、本稿では論じきれなかった今後の課題を2つ挙げる。1つ目は支援対象の子どもの境遇を考慮することだ。具体的には、障害を持つ子どもや日本で暮らす外国人の子ども、児童養護施設の子どものための支援策の検討が必要だ。2つ目は、貧困対策に欠かせない就労支援の検討だ。本稿では子どもとダイレクトに関わる支援の提案に注力したかったため、就労支援については今回割愛させてもらったが、機会があれば次は親子の就労まで見据えた論文にしたい。

執筆するなかで、自身が思う子どもの貧困解消とはどのような状態であるのかを考えた。大変曖昧ではあるが、私なりのゴールは「全ての子どもが自分のやりたいことを諦めないでいられる社会」だ。これからも、その世界の実現に向けて自身ができることについて考えていきたい。

参考・引用文献

浅井春夫、2017『「子どもの貧困」解決への道：実践と政策からのアプローチ』自治体研究社

阿部彩、2008『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書

阿部彩、2014『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』岩波新書

阿部彩、2018、「日本版子どもの剥奪指標の開発」首都大学東京子ども・若者貧困研究センター

https://beyond.research-miyacology.tmu.ac.jp/assets/sites-files/files/child-and-adolescent-poverty/wp/2018_wp01_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E7%89%88%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E5%89%A5%E5%A5%AA%E6%8C%87%E6%A8%99%E3%81%AE%E9%96%8B%E7%99%BA-1.pdf

池迫浩子、宮本晃司、ベネッセ教育総合研究所（訳）、2015、「家庭、学校、地域社会における社会情動的スキルの育成」

https://berd.benesse.jp/feature/focus/11-OECD/pdf/FSaES_20150827.pdf

石井洋二郎訳、1990、『ディスタンクシオン〔社会的判断力批判〕Ⅰ』藤原書店

岩重佳治、埋橋玲子、フラン・ベネット、中嶋哲彦、2011『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決：日本の「子どもの貧困対策法」にむけて』かもがわ出版

厚生労働省、2022、「2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>

堅田香緒里、2019、「子どもの貧困」再考「教育」を中心とする「子どもの貧困対策」のゆくえ」佐々木宏、鳥山まどか編著、松本伊智朗編集代表『教える・学ぶ——教育に何ができるか（シリーズ・子どもの貧困3）』明石書店

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン、2023、『子どもの「体験格差」実態調査最終報告書』https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/cfc_taiken_report2307.pdf

小林盾、2017『ライフスタイルの社会学：データから見る日本社会の多様な格差』東京大学

出版会

小林 庸平, 2023「子どもの貧困を劇的に減らした アメリカの子ども税額控除 (Child Tax Credit) をめぐる 政策論議と日本への示唆 ～ワシントン DC からみた政策論議～」三菱UFJ リサーチ&コンサルティング

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/06/seiken_230612_01.pdf

内閣府, 「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/cho usa/r03/pdf-index.html>

中嶋和夫, 近藤理恵 (編) 黒木保博 (監修), 2018「世界の子どもの貧困対策と福祉関連 QOL ―日本、韓国、イギリス、アメリカ、ドイツ―」学文社

<https://elib-maruzen-co-jp.waseda.idm.oclc.org/elib/html/Viewer/Id/3000063063?9>

松本伊智朗、湯澤直美、平湯真人、山野良一、中嶋哲彦編著, 2016, 「子どもの貧困ハンドブック」, 株式会社かもがわ出版

湯浅誠, 2008『反貧困：「すべり台社会」からの脱出』岩波書店

湯浅誠編著, 2009『若者と貧困：いま、ここからの希望を』明石書店

